

平成 19 年度農林水産省補助事業

食品資源循環形成推進事業 認証制度構築事業

検討報告書

平成 20 年 3 月

財団法人食品産業センター

はじめに

本報告書は、平成 19 年度農林水産省総合食料局食品産業企画課の補助事業「食品資源循環形成推進事業（1）」について検討した結果を報告書としてとりまとめたものである。

この事業の内容は、以下に示す 3 つの項目を検討する目的で実施された。

1. 食品関連事業者における食品循環資源の再生利用等の実施目標の達成状況や、「食品リサイクル・ループ」形成の程度等について、第三者機関が評価・認証する制度に必要な体制、ルール、運用機関の要件などを検討して平成 18 年度に構築した「食品リサイクル認証制度」（以後、システム認証制度）を基に試験的運用を行い、本制度に必要な改善点を加えてルールを修正すると共に実効性を検証する。
2. 食品循環資源による肥飼料等のリサイクル製品とこれらリサイクル製品を用いて生産された農産物等を、第三者機関により評価・認証する制度（以後、製品認証制度）のあり方を検討し、これら製品の認証及び店頭での識別マーク付与のルールを構築する。
3. システム認証制度及び製品認証制度について、戦略的広報活動計画及び広報資料を検討・作成等を検討し普及活動を行う。

検討に当たっては、総合検討委員会において全体の方向整理及びとりまとめを行うとともに、下部部会の認証制度運用基準作成部会、認証団体公募基準作成部会、製品認証制度運用基準作成部会及び認証制度広報戦略部会において具体的事項について検討を行う形とした。併せて、食品廃棄物由来のリサイクル製品についての期待、関心等についてアンケート調査を行い、製品認証制度構築上の参考にした。

本年度の検討を終えるに当たり、当事業に携わって頂いた本検討委員会の委員の方々及び農林水産省総合食料局食品産業企画課環境対策室の担当官の方々、並びに調査に協力頂いた方々に厚くお礼を申し上げます。

平成 20 年 3 月

財団法人 食品産業センター

委員会名簿（敬称略）

（１） 総合検討会

氏名	所属・役職
阿 部 亮	前日本大学生物資源科学部教授
有 田 芳 子	主婦連合会環境部部长
石 島 和 美	農事組合法人百姓倶楽部代表理事
猪 股 敏 郎	財団法人日本土壌協会専務理事
牛久保 明 邦	東京農業大学国際食料情報学部教授
中 井 尚	社団法人日本フードサービス協会理事・事務局長
新 倉 充	株式会社日報アイ・ビー月刊廃棄物編集部課長
野 呂 重 之	株式会社農業技術マーケティング取締役
増 田 充 男	日本チェーンストア協会総括マネジャー
森 下 研	株式会社エコマネジメント研究所 代表
山 次 信 幸	キッコーマン株式会社理事・環境部長
若 木 隆 茂	神奈川県中小企業団体中央会川崎支局長

五十音順／敬称略

(2) 認証制度運用基準作成部会

氏名	所属・役職
牛久保 明 邦	東京農業大学国際食料情報学部教授
遠 藤 恒 夫	ワタミエコロジー株式会社環境部長
菅 澤 運 一	山屋食品株式会社社長
長 山 恵美子	カゴメ株式会社 品質保証室 環境推進グループ課長
野 口 秀 明	ミニストップ株式会社 CA 推進室環境推進担当
松 岡 力 雄	株式会社環境政策研究所代表取締役 CEO
森 下 研	株式会社エコマネジメント研究所 代表

五十音順／敬称略

(3) 認証団体公募基準部会

氏名	所属・役職
饗庭靖之	光和総合法律事務所弁護士
牛久保明邦	東京農業大学国際食料情報学部教授
松岡力雄	株式会社環境政策研究所代表取締役CEO
森下研	株式会社エコマネジメント研究所 代表
若木隆茂	神奈川県中小企業団体中央会川崎支局長

五十音順／敬称略

(4) 製品認証制度運用基準作成部会

氏名	所属・役職
阿部 亮	前日本大学 生物資源科学部 教授
石濱 寛徳	農事組合法人百姓倶楽部 総務
猪股 敏郎	財団法人日本土壌協会専務理事
遠藤 恒夫	ワタミエコロジー株式会社 環境部長
鬼沢 良子	NPO 法人持続可能な社会をつくる 元気ネット事務局長
長山 恵美子	カゴメ株式会社 品質保証室 環境推進グループ課長
原田 靖生	全国農業協同組合連合会 肥料農薬部 安全・安心推進課 技術主管
三吉 敏郎	株式会社エコス 会長付
森下 研	株式会社エコマネジメント研究所 代表
谷古宇 浩之	(株)アグリガイアシステム 代表取締役
若木 隆茂	神奈川県中小企業団体中央会 川崎支局長

五十音順／敬称略

(5) 認証制度広報戦略部会

氏名	所属・役職
石川 博	株式会社アドミレーションセンター チーフプロデューサー
遠藤 恒夫	ワタミエコロジー株式会社 環境部長
栩木 誠	日本経済新聞社 編集局 経済解説部 編集委員
中山 卓三	株式会社モスフードサービス CSR 推進室 社会貢献グループリーダー
新倉 充	株式会社日報アイ・ビー月刊廃棄物編集部課長
増田 充男	日本チェーンストア協会総括マネジャー
山次 信幸	キッコーマン株式会社理事・環境部長

五十音順／敬称略

委員会開催日と主な議事

第1回総合検討会

平成19年7月5日(木)

食品センター会議室

1. 平成19年度事業の進め方について
2. その他

第1回認証制度運用基準作成部会・第1回認証団体公募基準作成部会

平成19年7月18日(水)

食品産業センター会議室

1. 認証制度試験的運用事業について
2. その他

第1回製品認証制度運用基準作成部会

会平成19年7月20日(金)

食品産業センター会議室

1. 製品認証制度運用基準作成事業の進め方について
2. その他

第2回製品認証制度運用基準作成部会

平成19年9月10日(月)

食品産業センター会議室

1. 製品認証制度アンケート調査結果について
2. その他

第2回総合検討会

平成19年9月14日(金)

食品産業センター会議室

1. 認証制度試験的運用事業の進捗状況の報告
2. 製品認証制度運用基準作成事業に係るアンケート調査結果の報告
3. その他

第 1 回認証制度広報戦略部会

平成 19 年 10 月 2 日(火)

三会堂ビル 2 階 A 会議室

1. 平成 19 年度食品資源循環形成推進事業認証制度構築事業に係る広報戦略について
2. その他

第 2 回認証制度運用基準作成部会・第 2 回認証団体公募基準作成部会

平成 19 年 10 月 19 日(金)

三会堂ビル 2 階 A 会議室

1. 認証制度試験的運用事業の進捗状況について
2. その他

第 3 回製品認証制度運用基準作成部会

平成 19 年 10 月 29 日(月)

食品産業センター会議室

1. 製品認証制度運用基準作成事業に係る検討課題について
2. その他

第 2 回認証制度広報戦略部会

平成 19 年 12 月 4 日(火)

三会堂ビル 2 階 A 会議室

1. 認証制度構築事業に係る広報資料案の検討
2. その他

第3回総合検討会（第3回総合検討会・第3回認証制度運用基準作成部会・第3回認証団体公募基準作成部会・第4回製品認証制度運用基準作成部会・第3回認証制度広報戦略部会）

平成19年12月10日(月)

三会堂ビル8階大会議室

1. 平成19年度食品資源循環形成推進事業 認証制度構築事業に係る進捗状況の報告
 - (1) 認証制度運用基準作成部会・認証団体公募基準作成部会の進捗状況報告
 - (2) 製品認証制度運用基準作成部会の進捗状況報告
 - (3) 認証制度広報戦略部会の進捗状況報告
2. その他

第4回認証制度広報戦略部会

平成20年2月27日(水)

三会堂ビル2階C会議室

1. 平成19年度事業の実施報告について
2. その他

第5回製品認証制度運用基準作成部会

平成20年3月3日(月)

食品産業センター会議室

1. 製品認証制度運用基準作成事業に係る検討課題について
2. その他

第4回認証制度運用基準作成部会・第4回認証団体公募基準作成部会

平成20年3月10日(月)

食品産業センター会議室

1. 認証制度構築事業報告書案の検討について
2. その他

第4回総合検討会

平成20年3月27日(木)

食品産業センター会議室

1. 平成19年度食品資源循環形成推進事業 認証制度構築事業実施報告について
2. その他

目次

1. 事業の趣旨	1
2. 背景	1
(1)食品リサイクル法の制定	2
(2)食品リサイクル制度の現状と課題	2
(3)食品リサイクル法の一部改正	2
3. 食品リサイクル認証制度（いわゆるシステム認証制度）の試験的運用	3
(1)試験的運用参加事業者について	3
(2)暫定審査人について	6
(3)「食品関連事業者向けマニュアル（最終版）」の作成について	6
(4)本制度の実効性について	8
(5)「エコアクション21 ロゴマーク」について	11
(6)審査人資格について	12
(7)「ISO14001 認証取得」の食品関連事業者の取扱いについて	13
4. 製品認証制度の構築の検討経過	13
(1)認証対象製品について	13
(2)製品認証の評価対象と評価内容について	14
(3)製品認証制度のあり方について	14
(4)製品認証制度の仕組みの骨格について	15
5. 本事業の広報活動について	16
(1)広報活動の対象者等について	16
(2)広報活動への強いインセンティブについて	17
6. 結論	18
(1)システム認証について	18
(2)製品認証について	18
別紙1 エコアクション21 2004年版準拠 ー環境経営システム・環境活動レポートガイドラインー	21
別紙2 平成19年度環境セミナー(食品リサイクル法)に関する参加者アンケート ー認証制度に関してー	75
別紙3 平成19年度食品資源循環形成推進事業 認証制度構築事業に係る調査等実施報告	81
別紙4 エコアクション21 ー食品関連事業者認証・登録制度	191

1. 事業の趣旨

持続可能な循環型社会の構築に向け、食品廃棄物等の発生抑制や食品循環資源の再生利用等の食品リサイクルの取組みが果たす役割は大きく、食品関連事業者は中心を担う存在として、より積極的な取組みが求められている。食品関連事業者においては、食品リサイクル法の「基本方針」で定められている目標の達成に向けた様々な取組みを行っており、一部には、単に食品廃棄物の再生利用のみならず、再生された肥料や飼料を用いて生産された農畜産物を販売・提供するいわゆる「食品リサイクル・ループ」を構築している意欲的な事業者も見受けられる。一方、食品リサイクル法そのものを認知していない、あるいは遵守の取組みが消極的な事業者も少なくない。

また、食品関連事業者のうち特に食品小売業者や外食産業業者の取組みは、売れ残り、食べ残しなど消費者の行動の結果に左右される面がある。食品廃棄物をなるべく出さない調理方法や、不必要に多量の食品を提供しない等の取組みに食品関連事業者は努力しているが、消費者の一層の協力が再生利用促進のために必要である。一方、食品廃棄物による肥料・飼料等のリサイクル製品とこれらリサイクル製品を用いて生産された農畜産物に関する情報発信の仕組み構築が十分とはいえず、これらの仕組み構築の促進が消費者の商品選択の判断材料としてのみならず、食品関連事業者、再生利用事業者、農業者等により切望されている。

このような状況のもと、食品廃棄物の発生抑制や資源としての有効利用の促進を確実にするため、食品リサイクル等の再生利用等の取組みシステムを構築して、積極的に実践している事業者を適正に評価することを目的として平成 18 年に構築した「食品リサイクル認証制度」（いわゆるシステム認証制度）を基に、検討委員会の指導の下、本年度（平成 19 年度）は、希望企業を対象に試験的運用を行い、本制度に必要な改善点を加えてルールを修正し完成度を高めることを事業の第一点として実施した。

事業実施の第二点目は、食品廃棄物による肥料・飼料等のリサイクル製品と、これらリサイクル製品を用いて生産された農畜産物を認証することについて検討した。食品循環資源からのリサイクル製品が確実に利用されること、そのリサイクル製品を用いて生産された農畜産物等の需要が確保される状況を創出することにより、消費者が眼にする食品が食品リサイクルを経て生産された農畜産物であることが認識できる制度を確立し、食品関連事業者、リサイクル業者、農業者等並びに消費者をも巻き込んだ社会全体の食品リサイクルの推進に本製品認証制度を検討することは重要である。そこで、検討委員会を設置し、製品認証制度のあり方（認証マークを含め）と仕組みの枠組みの検討をおこなった。

さらに、これらシステム認証制度と製品認証制度の総合的な食品リサイクル認証制度の普及啓発の方法についても合わせて検討した。

2. 背景

（1）食品リサイクル法の制定

我が国においては、一般及び産業廃棄物を合わせて毎年約 4 億 5 千万トンの大量の廃棄物が

発生しており、これら廃棄物の最終処分場の残余量もひっ迫した状況にあることから、廃棄物の発生や排出の抑制及び再生利用などは重要な課題とされている。平成12年には、廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の循環的な利用を促進することにより、環境への負荷を出来る限り低減する循環型社会の構築や、環境との調和のうえにわが国経済を持続的に発展させることを目的とした循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）が制定された。

食品関連事業界においても、食品廃棄物等の発生量が増大する一方、食品廃棄物等のなかには資源として活用できる有用なもの（以下「食品循環資源」という。）があるにも関わらず、その有効な利用が十分に行われていない状況にある。循環型社会形成推進基本法の理念に基づき、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項、当該事項遵守の措置、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用促進の措置を定めた「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）が制定され、平成13年5月1日に施行された。

（2）食品リサイクル制度の現状と課題

平成12年の食品リサイクル法施行後、重量ベースでみたわが国食品関連事業界全体の食品循環資源の再生利用等の実施率（以下「実施率」という。）は、平成13年度の37%から平成18年度の53%へ着実な向上を遂げており、一定の成果が認められる。

このような状況ではあるが、さらに本制度への取組みを促進するため施行後5年を経過した見直し議論の中で次のような課題が、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会と中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会との合同会合審議にて指摘された。

- ① 食品関連事業者ごとの再生利用等の取組みの格差（特に食品流通の川下の事業者－小売・外食－の取組みが進んでいない）がある。
- ② 食品関連事業者における発生抑制の取組み等が十分でない。
- ③ 食品循環資源の再生利用等の促進に関して、現行制度の特例活用のみでは不十分である。
- ④ 消費者の取組みを促す必要がある。

（3）食品リサイクル法の一部改正

食品リサイクル法は、施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるとされていることから、上記の食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会と中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会との合同会合の答申を踏まえて、平成19年6月に法の改正を行い、食品リサイクル制度を見直して平成19年12月より施行された。

改正食品リサイクル制度の概要

I. 食品関連事業者に対する指導監督の強化

a) 食品関連事業者に対する定期報告義務の創設

食品廃棄物の発生等の発生量が一定規模（年間 100 トン）以上の食品関連事業（食品廃棄物等多量発生事業者）は、毎年度 6 月末までに、主務大臣に定期報を行う措置を創設。

b) フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者のあり方

フランチャイズチェーン事業を行う事業者の食品廃棄物発生量に加盟者分を含めて食品廃棄物多量発生事業者であるか否かを判定する。

II. 食品関連事業者の取組の円滑化

農畜産物等の食品関連事業者による利用を含めた循環型の再生利用事業計画（リサイクル・ループの完結）を作成し、主務大臣の認定を受けた場合には、食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可を不要とする（特例の拡大）。

III. その他

a) 新たな実施率目標

食品関連事業者は、前年度、当該年度における再生利用等の実施率が同年度における基準実施率以上となるようにすることを目標とする。

b) 再生利用等に「熱回収」を追加する。

c) 再生利用の対象品目に「炭化」（燃料または還元剤としての用途）及び「エタノール」を追加する。

d) 再生利用として「飼料化」を最優先とする。

3. 食品リサイクル認証制度（いわゆるシステム認証制度）の試験的運用

平成 18 年度の検討委員会で検討した結果、本認証制度は中小企業向けの環境認証制度「エコアクション 2 1」を新たなメニューとして評価・審査する方向が確認されたことに基づき、試験的運用を実施することとした。

実施にあたり、試験的運用の参加食品関連事業者を募り、「食品関連事業者向けマニュアル（試行版）」を基に、既存の「エコアクション 2 1 審査人」を「暫定審査人」として試験的に認証行為を行ない、改善点や要望事項を基に、マニュアルの見直し・改訂を検討するとともに、制度の実効性についても検討した。

（1）試験的運用参加事業者について

意欲的に食品リサイクル及び環境への取組みを推進し、本認証制度の試験的運用に参加希望する「食品関連事業者」を全国から公募した。

当試験的運用の目的は、本制度に必要な改善点を加えルールを修正すると共に実効性を検証する事にあることから、参加事業者の事業規模、所在地域、認証・登録経験の有無など偏ることのないように配慮した。

更に、公募期間中に、応募事業者について、本認証制度及び試験的運用事業の内容説明を、平成19年9月26日東京（会場：日本プレスセンタービル エコアクション21 中央事務局）にて実施したのち、「食品関連事業者向けマニュアル（試行版）」に基づき、各自社内で要求事項に適合する取組みと仕組みの構築を開始し運用スタートとした。

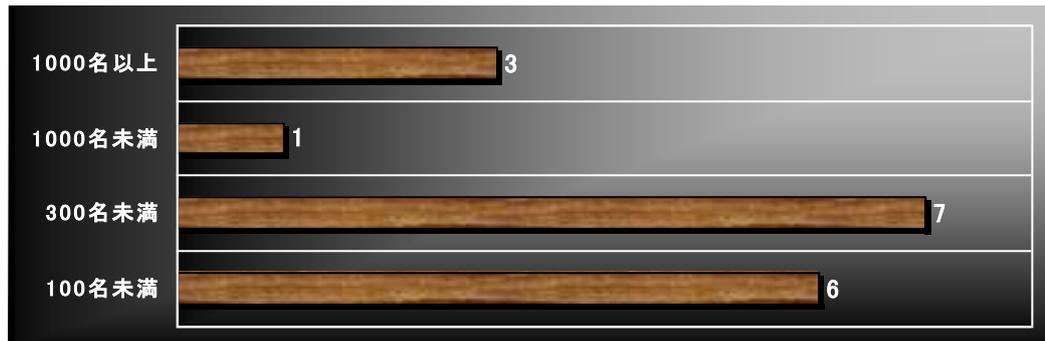
①参加事業者一覧

	事業者名	所在地	業種/主な取扱商品
「エコアクション21」 既認証・登録 事業者	大鶴食品工業株式会社	大阪府	製造業・小売業/そうざい類
	株式会社かねまん本舗	福島県	製造業/水産練り製品等
	カセイ食品株式会社千葉工場	千葉県	製造業/ジャム・ゼリー等
	森永北陸乳業株式会社富山工場	富山県	製造業/アイスクリーム等
	森永北陸乳業株式会社福井工場	福井県	製造業/乳製品・清涼飲料等
	株式会社本田商店	兵庫県	製造業/酒類等
	マロニー株式会社	大阪府	製造業/マカロニ・そうざい等
	株式会社北長野ショッピングセンター	長野県	流通業/食品・衣料・雑貨等
	株式会社関西スーパーマーケット	兵庫県	流通業/食品・日用品等
	林兼産業株式会社	山口県	製造業/魚肉練り製品等
	株式会社エルビー	愛知県	製造業/清涼飲料等
新規 認証・登録希望 事業者	株式会社エコス	東京都	流通業/食品・日用品等
	株式会社モンテール	茨城県	製造業/洋菓子等
	株式会社たねや	滋賀県	製造業・飲食業/和洋菓子・喫茶等
	株式会社シェフォーレ	千葉県	製造業・小売業
	株式会社京都庵	京都府	製造業/豆腐/油揚げ等
	フタバ給食株式会社	大阪府	給食業

②参加事業者の従業員数規模

参加事業者については、各事業者規模に分散した形で進めることが出来た。

---従業員数規模別参加事業者数---



③参加事業者の所在地

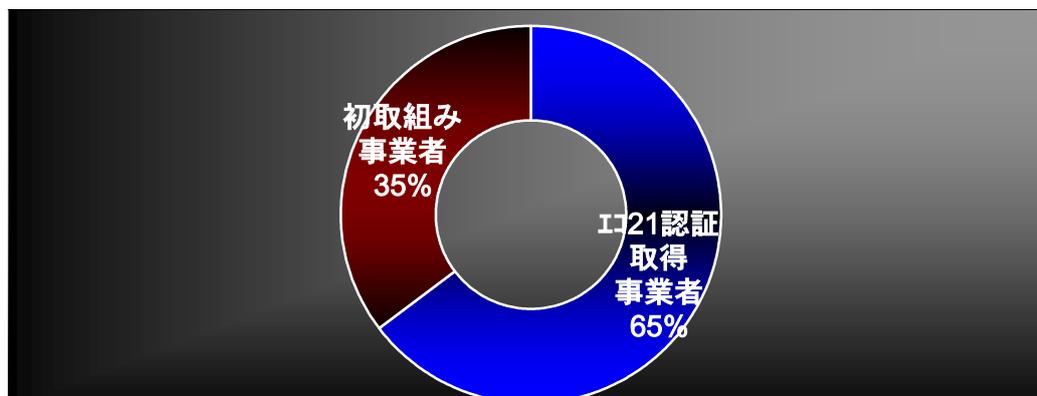
参加事業者の所在地については、各地域に分散した形で取組む事ができたが、北海道及び九州地区での参加応募事業者はなかった。

---地域別参加事業者数---



④参加事業者の認証・登録経験

参加事業者の認証・登録経験も重要な要素と考え、既に4年目を迎えるエコアクション21認証制度による認証・登録を取得している事業者の中から、食品リサイクル法の対象範囲である食品関連事業者について、参加を募る一方、事業者としては初めての取組みとなる食品関連事業者にも参加を募った。



(2) 暫定審査人について

① 暫定審査人の選考と試験的運用事業への説明

今回、参加の食品関連事業者を「食品関連事業者向けマニュアル（試行版）」を基に、指導・助言及び仮認証審査を行なう「暫定審査人」を設定し、エコアクション21に登録されている「審査人」（平成19年度現在、全国で675名）の中から、「審査人」の登録専門分野及び食品産業への理解や実務経験等を有することを条件に選任し、平成19年8月23日東京会場（会場：霞山会館）、平成19年8月25日関西会場（会場：ホテル新大阪）にて説明会を実施した。

当説明会では、

- ・「食品リサイクル法の概要と認証制度」
- ・「試験的運用事業」
- ・「エコアクション21 食品関連事業者向けマニュアル（試行版）」

を説明し理解を得た。

② 暫定審査人の決定と活動の開始

選考経過を経た「審査人」を本事業における「暫定審査人」と呼称することにして、参加食品関連事業者に通知し、指導・助言活動を開始した。

(3) 「食品関連事業者向けマニュアル（最終版）」の作成について

① 参加事業者及び暫定審査人によるマニュアル試行版改善要望事項の把握

試験的運用事業参加事業者の認証取得への取り組みを通じて、「食品関連事業者向けマニュアル（試行版）」及び本認証制度全般についての意見及び改善点について、さらに暫定審査人の参加事業者への指導や助言及び仮認証審査を通じて、「食品関連事業者向けマニュアル（試行版）」及び本認証制度全般についての意見及び改善点について、アンケートとヒアリングにより収集・整理した。

②参加食品関連事業者及び暫定審査人アンケート・ヒアリング結果

◎暫定審査人アンケート結果（審査実施前、審査終了後の2回実施）

a) 事業者の食品リサイクル法への認知度について

今回参加の中規模以上の事業者は、理解しているか又は認識はあったが、小規模事業者の中には、全く認識のない事業者又は法律は聞いたことはあるが自らに該当するとは理解していない事業者がいた。

b) 食品リサイクル法への取組状況について

法律に対する認識はなくとも、どの事業者も食品廃棄物のリサイクルに対する認識は高く、全般的には積極的にリサイクルに取り組んでいた。

c) 食品関連事業者向けマニュアル（試行版）に関する意見等については、次項の「見直しのポイントの概要」として取りまとめ、マニュアル（試行版）改訂の際に反映した。

◎参加事業者アンケート結果（審査終了後実施）

a) 本事業に参加して全般を通しての意見等について

- ・食品リサイクル法については、理解しているつもりでいた、又は名前を知っている程度であったが、事業に参加したことにより理解が深まった。
- ・暫定審査人によるコンサルティングを受けることができ、より理解が深まり、スムーズに取り組むことができた。
- ・食品関連事業者及び食品リサイクル法に精通した審査人の育成が必要である。業種で言えば、同じ食品関連事業者でも製造業と小売業では全く専門性が異なる。また、食品リサイクル法については、食品廃棄物の発生量の量り方、発生抑制量の算出方法等について、業態毎に理解しておく必要がある。
- ・食品リサイクル法に関する審査の方法について、より具体的な方法を記載したマニュアル又はチェックリストが必要かと思われる。

b) 食品関連事業者向けマニュアル（試行版）について

- ・概ね、わかりやすい、理解しやすいとの意見であった。
- ・その他に、環境負荷のチェックシートの食品廃棄物等の把握の仕方がわかりにくいとの意見があった。

③ 「食品関連事業者向けマニュアル（試行版）」の見直し検討

改善等要望事項を参考として見直し検討を行い、「食品関連事業者向けマニュアル（試行版）」の見直し・改訂を実施した。

（別紙1）「エコアクション21 2004年版準拠—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—食品関連事業者向けマニュアル」

見直しのポイントの概要

- a) 目次構成及び記載事項等について、エコアクション21ガイドライン及びエコアクション21のその他の業種別マニュアルとの整合性をとり、構成及び表現等の修正を行った。具体的には次のとおりとした。
 - ・別表1及び別表2を3章、4章の中に入れ込むのではなく、従来どおりに巻末に記載した。
 - ・「食品リサイクル・環境方針」、「食品リサイクル・環境目標」などの文言については、食品リサイクルを省き「環境方針」「環境目標」など環境マネジメントシステムの一般的な用語に戻した。
 - ・環境への負荷のチェックリストについては、環境負荷項目の並び順を従来通りに戻し、廃棄物の項目の中に食品廃棄物の項目を入れた。
 - ・環境への負荷のチェックリスト及び取組チェックリストについて、化学物質の項目が削除されていたので、従来どおりに記載した。
 - ・その他、取組のチェックリストについて、削除された項目の中で必要と思われる項目を記載した。
- b) 環境活動レポートに食品廃棄物及び食品リサイクルに関する内容を記載することを条件として加えた。
- c) パイロット事業に関する記述を削除した。
- d) 食品リサイクル法の改正に合わせて、別表1の食品廃棄物に関する把握項目を追加した。
- e) 巻末に参考資料として、改正食品リサイクル法に関する解説を記載した。

（4）本制度の実効性について

①参加食品関連事業者の仮認証審査結果

暫定審査人による食品関連事業者に対する仮認証審査は、書類審査と現地審査の2段階で実施した。

書類審査では、事業者から送られてきた食品リサイクルに関する実績等の書類

について、食品リサイクル法及び食品関連事業者向けマニュアル（試行版）に基づき、書面上でその適合状況を確認した。書類審査で適合が確認された事業者に対して、1～2日間の日程で現地審査を実施した。

参加食品関連事業者17社のうち、16社が仮認証審査判定が適合となった。また、残り1社については、20年度取得見込みである

参加事業者における、仮認証審査の結果は次のとおり。

【EA21認証取得事業者】

	事業者名	仮認証審査の実施日	審査人 判定結果
1	マロニー株式会社	書類審査：11月20日	適合
		現地審査：12月3日	
2	森永北陸乳業株式会社 富山工場	書類審査：12月10日	適合
		現地審査：12月17、18日	
3	株式会社北長野 ショッピングセンター	書類審査：12月20日	適合
		現地審査：12月24日	
4	林兼産業株式会社	書類審査：12月24日	適合
		現地審査：12月26日、1月29日	
5	カセイ食品株式会社 千葉工場	書類審査：2月6日	適合
		現地審査：2月8、9日	
6	株式会社かねまん本舗	書類審査：2月14日	適合
		現地審査：2月21日	
7	株式会社本田商店	書類審査：2月21日	適合
		現地審査：2月26日	
8	株式会社関西 スーパーマーケット	書類審査：2月21日	適合
		現地審査：2月27日	
9	森永北陸乳業株式会社 福井工場	書類審査：2月15日	適合
		現地審査：2月27、28日	
10	株式会社エルビー 本社 東海工場	書類審査：3月11日	適合
		現地審査：3月17、18日	
11	大鶴食品工業株式会社	書類審査：2月14日	適合
		現地審査：2月18日	

【EA21新規認証取得事業者】

	事業者名	仮認証審査の実施日	審査人 判定結果
1	株式会社京都庵	書類審査：1月24日	適合
		現地審査：2月4、7日	
2	株式会社エコス	書類審査：2月14日	適合
		現地審査：2月22日	
3	株式会社シェフォーレ	書類審査：2月20日	適合
		現地審査：2月25日、3月7日	
4	株式会社モンテール	書類審査：3月1日	適合
		現地審査：3月3、4日	
5	フタバ給食株式会社	書類審査：2月14日	適合
		現地審査：2月27、28日	
6	株式会社たねや	20年度取得予定	

②平成19年度食品資源循環形成推進事業 普及啓発事業にて実施の「環境セミナー」での参加者アンケート結果

(別紙2) 平成19年度環境セミナーに関する参加者アンケート

結果概要

a) 認証制度の実行が期待されている

優良な取り組みをしている食品関連事業者を、民間の第三者機関が認証する制度について、多くの回答者（全体では81%）が興味を持っており、認証制度の実行が期待される結果であった。

b) 認証制度に望まれる内容は、本認証制度の基本的考えと一致していた。

また、認証制度を実施するとして望まれる内容については、

- ◎認証・登録取得のためのコスト負担が少ないこと
 - ◎認証・登録取得のための作業負担が少ないこと
 - ◎消費者や得意先から評価されること
 - ◎低金利融資など経営的なメリットがあること
- が主な望まれる内容の結果であった。

(5) 「エコアクション21 ロゴマーク」について

①食品リサイクル優良食品関連事業者に対するロゴマークの検討

総合検討会及び各部会（認証制度運用基準作成部会、認証団体公募基準作成部会、認証制度広報戦略部会）での議論・審議の中で、現状の「エコアクション21 ロゴマーク」（下図-A）は、認証受審事業者にインセンティブを与えるものであり、本認証制度においても、このロゴマークを使用することを確認した。

その上で、「財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター エコアクション21 中央事務局」にて制定・整備されている各種規定の中の「エコアクション21 ロゴマーク使用規定」や「エコアクション21 ロゴマーク使用の手引き」等の関係する規定の範囲内で、本認証制度の対象受審者が「食品関連事業者」に限定されていることや「食品リサイクル法」を柱に検討を進めてきたことを考慮して、ロゴマークにそれらがイメージ出来る「文字」を入れることが出来ないか議論を重ね、「食品リサイクル優良事業者」の文字を入れること（下図-B）の可能性を検討した。検討を重ねた結果、エコアクション21 中央事務局の基本的了承を得るに至った。

- A -

「エコアクション21 ロゴマーク使用の手引き」に基づくロゴマーク



- B -

「食品関連事業者向け」ロゴマーク



食品リサイクル優良事業者の文字は、
ロゴマークの幅を越えないこと及び
書体はMSゴシックとする

②食品リサイクル優良事業者とは

「食品リサイクル優良事業者」の基本的要件は、本認証制度の基本的考え方及び骨格として構築してきた。

◎PDCA（計画、実行、点検、見直し）のサイクルが円滑に機能する仕組み（システム）で取組んでいること。

◎食品廃棄物の再生利用等の実施率目標を満たす取組みがなされていること。

◎食品関連事業者が再生利用等の実施を自ら確認する、いわゆる再生利用のトレーサビリティに取組まれていること。

とした。

(6) 審査人資格について

①食品関連事業者向けの「審査人」に付加する専門分野の検討

「エコアクション21審査人」に対する資格基準等については、

- ・審査人の要件
- ・審査人の認定・登録
- ・審査人の受験資格
- ・審査人の専門分野

など、「財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター エコアクション21中央事務局」にて、すでに厳しい資格基準等が規定されており運用している。

この内容について、議論・審議した結果、食品関連事業者向けの「審査人」においても、妥当な審査基準等であることを確認するに至った。

なお、食品産業の特殊性を考慮して、下記3条件の専門性について審査基準等に付加することで、本認証制度における食品関連事業者を審査する審査人基準とすることとし、エコアクション21中央事務局の基本的了承を得るに至った。

- a) 食品関連産業に関する十分な知識・経験を有していること（食品関連産業に3年以上常勤、又は食品関連事業者の審査もしくはコンサルタントの経験が5事業者以上なければならない。ただし、ここで示す審査又はコンサルタント経験は、エコアクション21の審査・コンサルタント以外でも可とする）
- b) 食品リサイクル法に関する十分な知識を有していること。（エコアクション21中央事務局が主催する講習会等を受講する事）
- c) 審査人の筆記試験（2次試験）に食品リサイクル法に関する問題（食品リサイクル法より出題）を追加する。

(7) 「ISO14001 認証取得」の食品関連事業者の取扱いについて

① ISO14001 認証取得の食品関連事業者からの要望

本認証制度が本格実施された際には、環境マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO14001 認証取得事業者」から、食品リサイクル法への対応企業姿勢をアピールする等の目的で、本認証を取得したいとの要望が見込まれる。この場合、同じような目的の環境認証を重ねて取得せねばならないという事業者負担を考慮して、本認証を取得する場合の優遇性への要望が強いものと考えられる。

当委員会では、当初からこの問題については議論を重ねた結果、何らかの優遇性を持たせる必要性はあるとの結論を得た。また広報戦略部会では、本認証制度の広報対象者として ISO14001 認証取得事業者が多い大規模事業者については、自らが「ホームページ」や「環境報告書」等で、企業姿勢を公開する機会が見られることや、多くの人々が目にする場合が考えられ、二次的な広報活動にもつながる事から、本認証制度を取得する場合の取扱いは重要課題であるとの結論が得られた。

平成 20 年 1 月 18 日「財団法人日本適合性認定協会」との間で本認証制度の説明を含め、種々の可能性について議論をした。

結論として、「ISO14001 認証取得事業者」が、本認証制度を受審申請し、本認証制度の審査を受ける場合、「ISO14001 認証登録書」の確認及び写しの添付を条件に、本認証制度の審査項目の一部を免除することとした。

② 審査項目の免除事項の検討について

・ 免除事項

ISO14001 規格に基づく環境マネジメントシステムの構築・運用状況について免除事項とする。

なお、平成 20 年度より、本認証制度は認証登録機関を「財団法人 地球環境戦略研究機関持続性センター エコアクション 21 中央事務局」とし、「エコアクション 21—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—食品関連事業者向けマニュアル（試行版及び最終版）」を、「エコアクション 21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン（業種別マニュアル 食品関連事業者）」に名称を変更し、このマニュアルにそって、食品関連事業者の認証審査にかかる運用が行なわれることが、総合検討委員会にて承認された。

4. 製品認証制度の構築の検討経過

(1) 認証対象製品について

食品循環資源のリサイクル製品製造を推進することを目的とした制度の構築を前提として、食品循環資源による肥飼料等のリサイクル製品、リサイクル製品を用いて生

産された農畜産物およびその農畜産物を使用した加工食品等全製品を対象として議論することにし、今年度は、食品循環資源から製造された肥料を中心に、肥料―農産物―農産物使用加工食品の流れに従って論議の対象として検討を進めた。

(2) 製品認証の評価対象と評価内容について

① 評価対象について

アンケート調査（別紙3）を踏まえて検討委員会において、製品認証制度とそれらが期待されることについて論議した。肥料については、食品循環資源に由来する肥料が農産物生産においてその使用の際に肥料としての安全性が保証されていることである。又、食品循環資源由来の肥料を使用して生産された農産物やその農産物を使用した加工食品については、生産履歴情報等明確に識別された農産物や加工食品を利用することによって環境保全型農業を推進し、地球環境への貢献に寄与する仕組みを構築することにある。このことより、本認証に期待されていることは、対象となる製品の品質の優位性を評価・認証することではなく“安全・安心な肥料”および“安全・安心な農産物”と“安全・安心な加工食品”であることを評価・認証することを制度化することである。

② 評価内容について

“安全・安心な肥料”について

たい肥等特殊肥料については、特段の認証、肥料取締法による規格などが定められていない現状であることより、本検討委員会にて認証に際しての基準内容について検討することとした。

“安全・安心な農産物”について

“安全・安心な農産物”について、既存の認証制度として法体系も整い行政の推進施策がとられている「有機農法と有機農産物」の有機農産物認証制度との比較において、本制度のめざす“安全・安心な農産物”の考え方について論議した。有機農産物認証制度においては、国が認定する第三者認証機関により厳格に審査されることより、製品である有機農産物の品質面での安全・安心の信頼性は高い。

本製品認証制度は、第三者認証機関（民間企業又は法人）が認証行為を行うことが原則であること、認証に際して生産者側に過度の負担をかけないこと等の条件を満たすことが制度構築要件であることから、行政指導の「有機農産物」の“安全・安心”と同等もしくはそれ以上の品質を担保する制度を構築することは難易度が高くなると推測されることから、論議の結果、本制度構築は、トレーサビリティ情報を主に評価する視点での“安全・安心”な農産物を認証することを検討することとした。

(3) 製品認証制度のあり方について

対象製品が多数・多岐にわたること、認証が全国レベルに展開されることより、認証機関には相当規模の人的・経済的基盤が必要になることが容易に類推できる

ことより認証機関の持続的実施が可能な運用体制、上記①と②の評価対象及び評価内容の必要要件及びアンケート調査結果からの食品リサイクル・ループ構成員（食品関連事業者、リサイクル事業者、農業者及び消費者）の本制度に対する期待・関心を念頭においた、本制度のあり方について論議し、以下の結論に至った。

「食品循環資源から肥料をつくり、この肥料を使用した農産物及びこの農産物を使用した加工食品をつくる。これら関係者の活動を評価し、この評価が情報公開や店頭での識別マーク等を介して、これら関係者の食品リサイクル・ループの構築が資源循環型社会形成・環境保全に貢献していることを社会（消費者を含め）が認識できる制度とする。」

（４）製品認証制度の仕組みの骨格について

上記あり方に則り、製品認証制度については、２つの仕組みで構成される制度として構築することにした。

① 食品循環資源由来肥料のリサイクル製品認証について

原材料入手先の確認、製造工程、製品検査（肥料取締法や品質基準）等の各工程が認証基準に適合しているかについて、第三者認証機関（民間企業又は法人）が審査し、申請リサイクル事業者及びその肥料（以後エコ肥料と称す）を認証し、認証番号を付与する制度として構築する。

② エコ肥料を用いて生産された農産物（以後エコ肥料生産農産物と称す）およびその農産物を使用した加工食品（以後エコ肥料生産農産物加工食品と称す）の認証、および認識マーク付与について

無料で登録・閲覧が可能な公的データベースを中心に据えた情報公開により、生産者、食品製造・流通業者、消費者の各々が上記①の評価対象にて付与されたエコ肥料認証番号を基に、エコ肥料生産農産物やエコ肥料生産農産物加工食品を認識できる仕組みを構築する。

具体的概要は、以下の様なことを基本として検討する。

- 1) (独) 食品総合研究所と (財) 食品流通構造改善促進機構で開発された S E I C A（青果ネットカタログ）システムを使用する。
- 2) 各関係者は、今後作成する各種のガイドライン（仮称；エコ肥料生産農産物ガイドライン、エコ肥料生産農産物加工食品ガイドライン等）を遵守・判断して S E I C A に登録すると共に、S E I C A に登録した製品には認証マークを使用する。

なお、次年度は認証に適合する条件や識別マークを付与できる条件等を検討することとしたが、以下は主要な検討課題である。

- ・ エコ肥料認証基準類の作成：エコ肥料の定義、エコ肥料製造における食品廃棄物の使用割合、原材料入手先、製造工程、品質基準、病原性微生物の制御等
- ・ エコ肥料生産農産物ガイドラインの作成：エコ肥料使用割合、認証番号登録方法、認証機関への報告義務等
- ・ エコ肥料生産農産物加工食品ガイドラインの作成：エコ肥料生産農産物使用割合、認証番号登録方法、認証機関への報告義務等
- ・ 第三者認証機関設置：運営主体、運営方法、認証方法、認証に要する費用等

5. 認証制度構築事業の広報活動について

認証制度広報戦略部会では、本事業の認証制度を広く普及させるための広報戦略のあり方等について検討した。

本事業における認証制度は

◎食品リサイクル認証制度（いわゆるシステム認証制度）

◎リサイクル製品の認証制度（いわゆる製品認証制度）

の2つの認証制度の構築を検討しており、これら認証制度の普及を進める効果的な広報戦略のあり方等を検討するものである。

このうち、食品リサイクル認証制度（以下 システム認証制度と呼ぶ）については、すでに制度が構築されており、本年度は試験的に運用を進めている段階にある。一方、リサイクル製品の認証制度（以下 製品認証制度と呼ぶ）については、制度の構築について検討の段階であることから、認証制度広報戦略部会としては特にシステム認証の広報戦略について議論することとした。

(1) 広報活動の対象者等について

システム認証制度を広く普及してゆくため、広報活動の対象者を明確にし、その効果的なツールについて検討した。

①食品関連事業者

広報の対象者を絞り込まず、広げれば広げるほど、パンチ力のない広報活動になってしまうことから、広報の対象者について絞り込みを行なった。その結果、システム認証制度をよく知ってもらい、さらにはシステム認証・登録の取得への取組みが期待される「食品関連事業者」に絞ることとした。

効果的なツールとして、本認証制度は「中小規模の事業者」が取得しやすい制度であることから読みやすくわかりやすい「リーフレット」を作成することを検討した。また、対象となる中小規模の食品関連事業者数が多いことから、「リーフレット」は容易に目に触れ、入手出来る方法を検討した。

なお、作成した「リーフレット」は(財)食品産業センターホームページ掲載と

すること、及び容易に印刷活用出来る PDF 形式にすることで承認された。

一方、大規模事業者については、環境マネジメントシステムに関する国際規格 ISO14001 の認証取得している食品関連事業者も多く存在するので、自らの「ホームページ」や「環境報告書」等で、企業姿勢を公開しており、多数の人が目にする機会が考えられる。大規模事業者において本認証制度の認証・登録の取得への取組みが進めば、本認証制度の周知が進み、間接的に広報活動の一環を担うことが期待される。従って、ISO14001 の認証取得をしている食品関連事業者が、本認証制度を取得する場合の取り扱い（優遇措置等）をどうするかは広報活動上も重要な課題である。

(別紙4)「エコアクション 21・食品関連事業者認証・登録制度」リーフレット

② 行政機関、廃棄物関連事業者等について

行政機関、廃棄物関連事業者等は、幅広いネットワークを持っていることや、情報の伝達速度や範囲等からみて、広報活動上大変有効な対象者であり、かつルートである。今回作成の「リーフレット」が有効に広報活動に活用されるよう、行政機関等（食品関連事業者との直接相談窓口である地方農政事務所等）のホームページリンクなどのバックアップが考えられる。

(2) 広報活動への強いインセンティブについて

① 行政のバックアップ

本認証制度は、「民間認証」の位置づけであることから、認証機関の自主的努力での普及・啓蒙は当然のことではあるが、例えば大臣表彰等への優位な推薦など、また金融機関からの有利な融資等、行政機関の支援が望まれる。

② 食品関連事業者に対するロゴマークについて

製品認証については、製品にロゴマーク等がつくために客観的にわかりやすいが、システム認証はそのシステム（仕組み）をアピールするので限界があり理解しづらい。

本認証制度においては、認証・登録が取得できれば、エコアクション 21 のロゴマークを使用出来ることでインセンティブが与えられる。エコアクション 21 のロゴマークは、すべての産業事業者が使用できるロゴマークであり、食品関連事業者としては「食品リサイクル推進事業者」や「食品リサイクル優良事業者」等の識別が出来れば、強いインセンティブを持つことが期待される。

6. 結論

(1) システム認証について

食品リサイクルの取組みが食品リサイクル法を遵守していること、再生利用等のトレーサビリティの保証が確認されていること及び環境マネジメントシステムが構築・運用されていることの3要件を満たすことを基本要件として作成された「食品関連事業者向けマニュアル（試行版）」に則り、「エコアクション21」の認証登録制度の運用体制下で試験的運用を17食品関連事業者において行った。その結果、本制度には幾つか改善点はあるが、基本的には本検討委員会で定めたルールでの運用は実効性があることが確認された。さらに、「エコアクション21のロゴマーク」に「食品リサイクル優良事業者」と記述できる「ロゴマーク」は、食品関連事業者の食品リサイクルに対する取組み推進のインセンティブになることが期待される。

また、「エコアクション21」の審査人の資格については、食品関連の経験や食品リサイクル法の知識等を付加することで、本認証制度のもとで適正に評価できることも確認された。

以上のことより、平成20年度より本システム認証制度を、(財)地球環境戦略研究機関持続性センター「エコアクション21中央事務局」において本格的に運用することとした。

(2) 製品認証について

「食品関連事業者（食品廃棄物排出者）—再生利用事業者（エコ肥料製造業者）—農業者（エコ肥料利用農産物生産者）、食品関連事業者（エコ肥料生産農産物加工食品業者）—消費者」の食品循環資源のリサイクル・ループ形成の活動が評価され、かつ相互にコミュニケーションがとれる制度構築を検討し、本制度を以下の2段階の仕組みの体制で構築することを基本とした。

- ① リサイクル肥料製品についての認証要件（含む基準類）を設定し、第三者認証機関（民間企業又は法人）が審査・認証し、当該肥料に認証エコ肥料番号を付与する仕組みを構築する。
- ② 無料で登録・閲覧が可能な公的データベースの（独）食品総合研究所と（財）食品流通構造改善促進機構で開発されたSEICA（青果ネットカタログ）システムを中心に据えた情報公開により、生産者、食品製造・流通業者、消費者の各々が上記①にて付与されたエコ肥料認証番号を基に、エコ肥料生産農産物やエコ肥料生産農産物加工食品が食品循環資源を利用して生産された製品であることを認識（含む認識マーク）できる仕組みを構築する。

**「平成 19 年度食品資源循環形成推進事業
認証制度構築事業検討報告書」**

発行 平成 20 年 3 月
発行者 財団法人食品産業センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル
TEL:03-3224-2380 / FAX:03-3224-2398
<http://www.shokusan.or.jp>

(禁無断転載)